

●弘前地区消防事務組合火災予防条例（一部抜粋・平成30年4月1日運用開始）

第54条の6（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 1 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

●弘前地区消防事務組合火災予防規則（一部抜粋・平成30年4月1日運用開始）

第20条の4（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

- 1 条例第54条の6第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものとする。
- 2 条例第54条の6第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこととする。

第20条の5（公表の手続）

- 1 条例第54条の6第3項の規則で定める公表の手続は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、弘前地区消防事務組合ホームページへの掲載により行う。
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた位置（当該位置を明示するために消防長が必要と認める場合は、店舗等（防火対象物の部分のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設をいう。）の名称を含む。）を含む。）
 - (3) その他消防長が必要と認める事項